

平成29年度「市・県民税」

申告相談

申告日程(北秋田市)

2月6日～3月15日

◎申告に関するご相談、お問い合わせ

税務課市税係 ☎62・1116

「平成29年度市・県民税申告」は、平成28年中の収入や控除について申告していただくものです。

地区ごとに申告日が指定されていますので、日程表(11ページ)を確認のうえ、指定の会場で申告してください。
なお、申告をしなければならない方が未申告の場合、各種届け出や申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。



◆申告しなければならない方

- 平成29年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
- ① 営業、農業、その他の事業や不動産業を営んでいる方
- ② 小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方
- ③ 給与所得者で次に該当する方
 - ▽2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整を行っていない方や年度途中に退職した方
 - ▽医療費控除、住宅ローン控除、寄付金控除などを受ける方
 - ④ 公的年金を受給している方で、次に該当する方
 - ▽生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などの各種所得控除を受けようとする方

◆申告する必要のない方

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出される方
 - ② 給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整を済ませている方
 - ③ 市内に居住している親族の扶養親族になっている方
 - ④ 公的年金等以外の収入が無い方で、各種所得控除の適用を受けない方
- 平成28年中に所得が無かった方や障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険税等の軽減判定や所得証明書などの税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

◆事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額、その他必要な事項を当該給与の支払を受けている方の居住市町村に提出しなければなりません。
申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。



◆市役所等で発行している申告に必要な書類

- 社会保険料の納付確認書
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、平成28年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁及び各総合窓口センターで無料交付します。
- ※ 交付申請には本人確認資料が必要です。
- 障害者控除対象者認定書
平成28年中に新たに寝たきり等の状態になり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、医師の診断による証明書又は福祉課地域障がい福祉係から障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告会場等にお持ちください。
- ※ 寝たきり等の状態：常に就床を要し、複雑な介護を要する人

◆電子申告(e-Tax)が便利です

申告会場に向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成し、直接電子申告(e-Tax)で提出することもできます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp>)

◆農業の申告をされる方へ

農業所得は、すべて収支計算により求めることとなります。自分で収支内訳書を作成できない方は、収支計算ノート等、収支がわかる書類と領収書をお持ちいただくか、事前に農協等の指導を受けて収支内訳書を作成し、提出してください。

◆農業所得収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に説明会を開催します。
【北秋田市会場】

日時 平成29年1月17日(火)

13時30分～15時30分

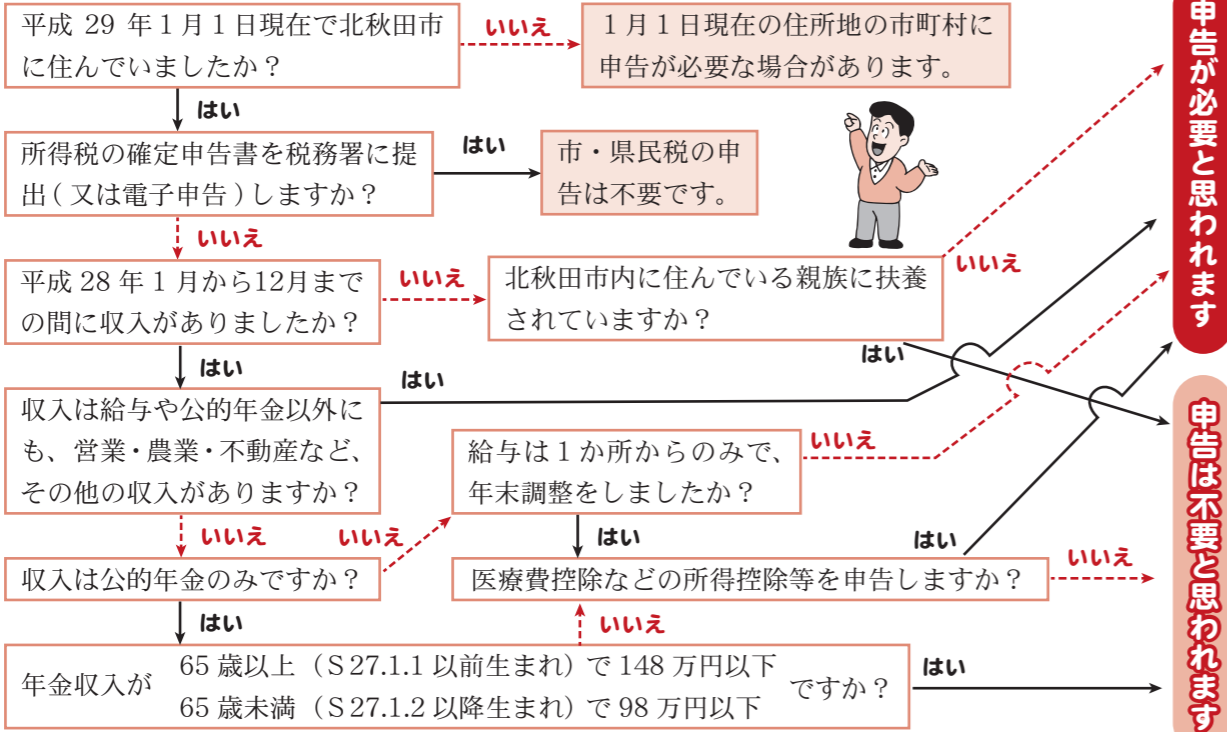
場所 北秋田市交流センター

お問い合わせ

大館税務署(大館市赤館町2-16)
☎0186-42-0671

◎ 申告確認チェックシート ◎

↓ココから始まります



※国民健康保険税の申告 チェックシートにより申告が不要となった方でも、国民健康保険に加入している場合は申告が必要です。(4月15日まで)

◆大館税務署からのお知らせ

税務署で確定申告をされる方へ
申告相談期間(土日祝日を除く)
2月16日～3月15日

【時間】 9時～17時

※16時前の来場にご協力ください。